

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の退職手当に関する運用について

標記について、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程（以下「旧退職手当規程」という。）及び(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の退職手当に関する細則の運用について、下記のとおり定め平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(旧) 退職手当規程第 3 条関係

退職手当の計算の基礎となる給料月額は、教職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(旧) 退職手当規程第 5 条関係

退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により教職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠を行うものとする。